

(写)

三労発基 0902 第 1 号
令和 7 年 9 月 2 日

三重地方最低賃金審議会

会 長 西 川 昇 吾 殿

三 重 労 働 局 長

石 田 聡

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 7 年 8 月 25 日付けをもって三重県労働組合総連合から、同年同月 28 日付けをもって公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センターから、同年 9 月 1 日付けをもって三重一般労働組合から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。